

各位

会 社 名 株 式 会 社 ナ ッ ク 代表取締役社長 吉 村 寛 (コード番号:9788 東 証プライム)間合わせ先 ビジネスサポート本部長 川 上 裕 也 (TEL.03-3346-2111)

# 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月30日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を2022年6月29日開催予定の第51期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する 改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備える ため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次の通りです。

(変更箇所は下線部で表示)

現行定款	変更案
第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネ	(削 除)
ット開示とみなし提供)	
当会社は、株主総会の招集に際し、株	
主総会参考書類、事業報告、計算書類およ	
び連結計算書類に記載または表示をすべき	
事項に係る情報を、法務省令に定めるとこ	
ろに従いインターネットを利用する方法で	
開示することにより、株主に対して提供し	
たものとみなすことができる。	

(新 設)

(新 設)

### 第15条(電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項の内、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### 附則

- 1. 現行定款第 15 条 (株主総会参考書類等 のインターネット開示とみなし提供) の削 除および変更案第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書 きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下施行日という。) か ら効力を生ずるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ケ月以内の日を株主総会の日とする株主総 会については、変更前定款第 15 条 (株主総 会参考書類等のインターネット開示とみな し提供) はなお効力を有する。
- 3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した 日又は前項の株主総会の日から3ヶ月経過 した日のいずれか遅い日後にこれを削除す る。

#### 3. 今後の予定

定款変更のための定時株主総会開催日 2022 年 6 月 29 日 定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 29 日

以上